

厚生労働大臣が定める掲示事項と届出事項

- 当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- 当院の管理者は院長の玉内雅偉です。
- 問診票、診療録、検査記録等の個人情報は診療目的以外には一切使用せず、その保護に努めています。
- 継続的な管理を必要とする歯科疾患に対する治療において、患者さまと協力して行う口腔管理や病状が改善した歯科疾患等の再発防止や重症化予防について評価するため、月に1回「歯科疾患管理料」を算定しています。
- 当院はオンライン資格確認を行う体制を有しております。患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。
- 医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償交付致します。
- 当院では以下の施設基準について、東海北陸厚生局長へ届出をしております。

初診料（歯科）の注1に掲げる基準	(歯初診) 第1787号
歯科外来診療医療安全対策加算1	(外安全1) 第4473号
歯科外来診療感染対策加算1	(外感染1) 第4483号
CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー	(歯CAD) 第1714号
クラウン・ブリッジ維持管理料	(補管) 第21073号
光学印象	(光印象) 第40号
歯科技工士連携加算1及び 光学印象歯科技工士連携加算	(歯技連1) 第47号
歯科技工士連携加算2	(歯技連2) 第54号

■歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。説明を実施しています。

■歯科外来診療医療安全対策加算1

- 当院では安全性の高いよりよい医療を提供し、患者さまに安心して治療を受けていただくために、十分な装置・器具を有しております。
- 自動体外式除細動器（AED）を設置しており、医療安全に配慮しています。
- 医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。
- 歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備しています。
- 患者さまの搬送先として下記の病院と連携し、緊急時の体制を整えています。

●緊急時連絡先：中東遠総合医療センター 電話番号：0537-21-5555

- 当院は歯科外来医療安全対策加算の施設基準を満たし、届出を行っています。

ふくろい上山梨歯科 医療安全管理者 玉内雅偉

■歯科外来診療感染対策1

当院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

■CAD/CAM 冠及びCAD/CAM インレーCAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作された冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

■クラウン・ブリッジの維持管理

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています

■光学印象

患者さまのCAD/CAMインレーの製作に際し、デジタル印象採得装置を活用して、歯型取りなどの調整を実施しています。

■光学印象における歯科技工士との連携

患者さまのCAD/CAMインレー製作の際に光学印象を実施するにあたり、歯科技工士と十分な連携のうえ、口腔内の確認等を実施しています。

■歯科技工士との連携1・2

患者さまの補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。



ふくろい上山梨歯科